

入札参加資格要件

●参加資格要件（イ・ロ・ハの条件をすべて満たす者）

イ）下記の①から③までのいずれかの要件を満たす者であること。

①東京都林業事業体の認定を有する者であること。

②東京都内に本店、支店、主たる営業所を持つ者で、当財団の他事業を含めた実績（5年以上）を有する者であること。

③同種事業の実績（5年以上）を有する者であること。

※同種事業とは、国、都道府県または市町村または社団法人・財団法人の伐木運材業務を伴う事業のこと。

※5年以上とは、公告日が属する年度の前年度以前15ヶ年度において、年間少なくとも1回以上元請・下請の事業を5年以上実施していること。年度が連続である必要は無い。

ロ）伐木運材業務に5年以上の実績を有し、かつ主任技術者として配置を予定する「林業架線作業主任者免許（旧名称「林業架線技師免許」）の取得者を、希望表提出の3か月以上前から直接的かつ恒常的に雇用（法人にあっては社員、法人ではない場合は使用人（下請者は除く。））している者であること。この場合の実績は、民有林での実績も含むため、自己申告となる。

ハ）令和7年3月31日～令和7年4月4日の間に実施される入札現地説明会に参加できる者であること。参加しない場合は、指名通知を行わない。

●必要な書類

・希望票

参加資格要件イ）

①に該当する場合は、「東京都林業事業体の認定書」の写し

②に該当する場合は、東京都内に事務所があることを証明する写し（登記簿、定款、賃貸借契約書等）と、会社実績一覧（当財団の他事業を含めた実績を証明するため）と実績を証明する資料（契約書の写し等）

③に該当する場合は、会社実績一覧（同種事業の実績を証明するため）と実績を証明する資料（契約書の写し等）

参加資格要件ロ)

- ・会社実績一覧（伐木運材業務に5年以上の実績を有することを確認するため）
- ・雇用関係証明書（主任技術者として配置を予定する「林業架線作業主任者免許」の免許取得者を直接的かつ恒常的に雇用していることを確認するため）
- ・「林業架線作業主任者免許」の写し
- ・健康保険被保険者証又は区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書又は社会保険事務所作成の被保険者標準決定通知書の写し（希望票提出の三ヶ月以上前から直接的かつ恒常的な雇用関係があることを確認するため）

以上